

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年4月15日
【発行者の名称】	株式会社トワライズ (TOWARISE CORPORATION)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古山 英明
【本店の所在の場所】	鳥取県米子市東福原二丁目1番1号
【電話番号】	0859-35-3100
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営統括部長 高田 裕文
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社トワライズ https://www.towarise.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討したうえで投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第61期中間期	第62期中間期	第63期中間期	第61期	第62期
決算年月		自2023年8月1日 至2024年1月31日	自2024年8月1日 至2025年1月31日	自2025年8月1日 至2026年1月31日	自2023年8月1日 至2024年7月31日	自2024年8月1日 至2025年7月31日
営業収益	(百万円)	3,312	3,638	3,699	6,891	7,156
経常利益	(百万円)	127	490	520	395	846
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益	(百万円)	582	341	338	697	402
中間包括利益又は包括利益	(百万円)	610	313	393	828	359
純資産額	(百万円)	4,048	4,151	4,265	3,860	3,891
総資産額	(百万円)	40,275	43,953	41,976	43,863	41,772
1株当たり純資産額	(円)	2,825.68	3,324.49	3,735.26	3,023.59	3,354.73
1株当たり配当額	(円)					
普通株式		—	—	—	10.00	10.00
C種優先株式		—	—	—	165,100.00	208,000.00
1株当たり中間 (当期)純利益	(円)	580.56	339.14	335.52	674.24	383.49
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益	(円)	—	260.00	268.58	—	310.54
自己資本比率	(%)	10.1	9.4	10.2	8.8	9.3
自己資本利益率	(%)	15.5	8.5	8.3	19.0	10.4
株価収益率	(倍)	—	5.9	5.9	—	5.2
配当性向	(%)	—	—	—	1.5	2.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△1,327	1,731	716	△3,780	3,927
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	115	△15	△134	110	△23
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	954	411	△533	3,556	△1,997
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)	1,645	3,917	3,745	1,790	3,696
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕	(名)	332 〔45〕	314 〔43〕	291 〔37〕	328 〔46〕	305 〔40〕

(注) 1. 第61期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。また、第61期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株価収益率については、第61期は当社株式が非上場であったため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

4. 第61期中間期の中間連結財務諸表、第61期及び第62期の連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき太陽有限責任監査法人による監査を受けております。また、第62期中間期及び第63期中間期の中間連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
信販事業	142 [10]
携帯電話事業	67 [19]
その他	45 [8]
全社(共通)	37 [0]
合計	291 [37]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート及びアルバイト社員）は、当中間連結会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、提出会社の管理部門に所属する、事業セグメントに区分できない従業員数であります。

(2) 発行者の状況

2026年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
192 [10]	44	14	4,221

セグメントの名称	従業員数(名)
信販事業	142 [10]
その他	13 [0]
全社(共通)	37 [0]
合計	192 [10]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート及びアルバイト社員）は、当中間連結会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、提出会社の管理部門に所属する、事業セグメントに区分できない従業員数であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、インバウンド需要の回復のほか、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により緩やかな回復基調で推移しました。一方、円安の進行などに伴う物価上昇の影響により実質賃金の伸びが物価高に追いつかない状況が続いていることから、個人消費の先行き不透明感が依然として払拭できず、消費マインドへの影響が懸念されています。また、市場金利上昇による資金調達環境の変化が企業活動や経済全体に与える影響についても、引き続き注視していく必要があります。

このような状況の中、当社はDXの加速化や消費スタイルの多様化など、信販業界が大きな転換期を迎えている状況を踏まえ、2026年7月期から2028年7月期を対象期間とする中期経営計画を策定しました。本計画では、営業スタイルの抜本的改革を起点とし、新規事業開拓を含む事業戦略の推進、企業価値向上に向けたブランド・イメージ戦略の取り組み、人事制度改革及びDXの推進を基本戦略として掲げています。これらの取り組みを通じて、持続可能な利益の創出及び盤石な収益基盤の確立に努めてまいりました。

また、携帯電話業界においては、人口減少・市場飽和による新規契約純増数の鈍化を背景として、非通信分野を含めた質的競争へと市場環境が変化しています。このような環境下、サービス提案力の強化と販売オペレーションの最適化を図り、付加価値メニューの提供を通じて顧客満足度の向上と収益基盤の確立を推進してまいりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の営業収益は3,699百万円（前年同期比1.7%増加）、営業利益は426百万円（同2.8%減少）、経常利益は520百万円（同6.2%増加）、親会社株主に帰属する中間純利益は338百万円（同1.1%減少）となりました。

当中間期におけるセグメント別の経営成績は以下のとおりであります。

① 信販事業

収益基盤の確立を目的とした事業戦略として、主力のショッピングクレジット事業においては、高利回りが期待できる専門業種への拡販強化を推進するとともに、当該業種の審査基準見直しによる与信の適正化を図ることなどにより収益の増強と安定化に注力しました。また、低収益事業であったJCBブランドによるクレジットカードサービスの提供を終了したことにより、管理費の圧縮及び当該業務に従事していた人員の他業務への再配置を実施し、経営資源の最適化と組織全体の生産性向上を進めました。この結果、営業収益は1,794百万円（前年同期比6.5%減少）、セグメント利益は583百万円（同91.7%増加）となりました。

② 携帯電話事業

『カエドキプラン24』の提案を徹底することで、他キャリアへの流出抑止及び端末更新需要の取り込みが進み、総販売台数が増加いたしました。また、端末付き販売率を高めるとともに周辺アクセサリーの販売も強化し、粗利率の改善を図りました。さらに、お客様が継続的に利用できるサービスミックスの提案力を強化し、総合ARPU（Average Revenue Per User=加入者1人当たりの平均売上）の向上を図り増収に努めました。この結果、営業収益は1,686百万円（前年同期比15.7%増加）、セグメント利益は140百万円（同19.7%増加）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前連結会計年度末に比べ171百万円減少し、3,745百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は716百万円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益520百万円及び割賦利益繰延337百万円の増加によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は134百万円となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出99百万円及び定期預金の預入による支出30百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は533百万円となりました。これは主に、長期借入れによる収入1,500百万円及び長期借入金の返済による支出1,905百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため記載は省略しております。

(2) 受注実績

当社グループは、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため記載は省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
信販事業	1,794	93.5
携帯電話事業	1,686	115.7
その他	218	83.4
合計	3,699	101.7

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
株式会社N T T ドコモ	1,204	33.1%	1,367	37.0%

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年10月27日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載します。

担当J-Adviserとの契約の解除について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年

以内)も同様。)に債務超過の状態を解消できなかつたとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」(以下、「私的整理に関するガイドライン」という。)に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は

一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適當な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることとなった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的

利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1ヶ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2026年1月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年4月15日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,032,000	3,024,000	1,008,000	1,008,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
C種優先株式	50	—	50	50	—	(注)
計	4,032,050	3,024,000	1,008,050	1,008,050	—	—

(注) C種優先株式の内容は次のとおりであります。

(優先配当金の額)

- 当社は、2009年8月1日以降の事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という）に先立ち、優先株式1株あたり払込金額に、それぞれの事業年度ごとに2. に定める年率（以下「配当年率」という）を乗じて算出した額（ただし、当該剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日として優先株主又は優先登録株式質権者に対して既に剰余金の配当をしているときは、優先株式1株につき行った係る剰余金配当の額を控除した額（ただし、ゼロを下回る場合はゼロ））の配当金（以下「優先配当金」という）を支払う。
- 配当年率は、各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
 - ・2009年から2013年までに開始する事業年度における配当年率
＝日本円TIBOR（6ヶ月もの）＋0.50%
 - ・2014年から2018年までに開始する事業年度における配当年率
＝日本円TIBOR（6ヶ月もの）＋1.00%
 - ・2019年以降に開始する事業年度における配当年率
＝日本円TIBOR（6ヶ月もの）＋1.50%
 配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
 なお、日本円TIBOR（6ヶ月もの）は、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により計算するものとする。
- ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が当該事業年度に係る優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金を配当しない。
- 当社は定款に定める中間配当を行うときは、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、1. に定める配当金の2分の1に相当する額の中間配当を支払う。

(残余財産の分配)

- 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。
 - ・C種優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額。
- 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、1. の他残余財産の分配を行わない。

(議決権)

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

- 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- 当社は、優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 当社は、優先株主に対し、株式無償割当て、又は新株予約権無償割当てを行わない。

(金銭を対価とする取得請求権)

優先株主は、優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって別に定める優先株式の取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という）中、当社に対して、自己の有する優先株式の全部又は一部を

取得するのと引換えに、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額を踏まえて優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される額の金銭を交付することを請求することができる。

(優先株式の取得条項)

1. 当社は、優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって別に定める日が到来したときは、当該優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額を踏まえて優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される額の金銭を交付する。
2. 前項に基づき、優先株式の一部を取得するときは、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的かつ公平な方法により行う。

(普通株式を対価とする取得請求権)

優先株主は、優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって別に定める取得請求期間中、当社に対して、自己の有する優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額並びに当社の純資産額及び発行済普通株式総数を踏まえて優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。

(一斉取得)

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されない優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額並びに当社の純資産額及び発行済普通株式総数を踏まえて優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を交付する。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年8月1日～ 2026年1月31日	—	普通株式 1,008,000 C種優先株式 50	—	504	—	—

(6) 【大株主の状況】

普通株式、C種優先株式の大株主の状況は、以下のとおりであります。

普通株式

2026年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
松栄株式会社	島根県松江市白潟本町71	100,000	9.92
トワライズグループ従業員持株会	鳥取県米子市東福原2-1-1	65,400	6.49
株式会社クローバー・ネットワーク・コム	東京都港区虎ノ門4-3-1	53,900	5.35
株式会社山陰合同銀行	島根県松江市魚町10	50,400	5.00
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	50,400	5.00
株式会社鳥取銀行	鳥取県鳥取市永楽温泉町171	50,400	5.00
株式会社ゆめカード	広島県広島市東区二葉の里3-3-1	50,400	5.00
米子信用金庫	鳥取県米子市東福原2-5-1	50,400	5.00
NTSホールディングス株式会社	東京都港区芝浦3-16-20	50,400	5.00
一畑電気鉄道株式会社	島根県松江市中原町49	50,400	5.00
他94名	—	435,900	43.24
計	—	1,008,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

C種優先株式

2026年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社山陰合同銀行	島根県松江市魚町10	50	100.00
計	—	50	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	C種優先株式 50	—	(注)
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,008,000	10,080	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,008,050	—	—
総株主の議決権	—	10,080	—

(注) C種優先株式の内容は、「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等」の(注)に記載のとおりであります。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

(1) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

普通株式

月別	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月
最高(円)	1,990	—	1,990	1,990	1,990	1,990
最低(円)	1,990	—	1,990	1,990	1,990	1,990

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

C種優先株式

当社C種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

(2) 中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年8月1日から2026年1月31日まで)の中間連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (2026年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,696	3,775
割賦売掛金	※1, ※3 34,369	※1, ※3 34,294
受取手形及び売掛金	※2 266	※2 261
未収入金	1,119	1,207
棚卸資産	※6 170	※6 232
立替金	38	33
求償債権	833	1,007
その他	150	138
貸倒引当金	△1,563	△1,802
流動資産合計	39,082	39,147
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※3 277	※3 267
土地	※3, ※7 787	※3, ※7 787
その他	107	102
有形固定資産合計	※4 1,172	※4 1,157
無形固定資産		
ソフトウェア	19	15
その他	20	28
無形固定資産合計	39	43
投資その他の資産		
投資有価証券	609	794
出資金	87	87
敷金及び保証金	73	72
長期前払費用	39	32
繰延税金資産	644	617
その他	24	23
貸倒引当金	△1	△1
投資その他の資産合計	1,478	1,627
固定資産合計	2,689	2,828
資産合計	41,772	41,976

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (2026年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	608	789
短期借入金	※3, ※8 21,100	※3, ※8 21,000
1年内返済予定の長期借入金	※3 3,397	※3 5,474
未払金	156	120
未払法人税等	153	178
前受金	2	0
賞与引当金	64	65
ポイント引当金	24	19
債務保証損失引当金	※9 562	※9 460
割賦利益繰延	※5 2,181	※5 2,518
その他	385	420
流動負債合計	28,636	31,046
固定負債		
長期借入金	※3 8,570	※3 6,088
再評価に係る繰延税金負債	※7 112	※7 112
退職給付に係る負債	217	198
役員退職慰労引当金	76	85
利息返還損失引当金	205	121
資産除去債務	29	29
その他	32	28
固定負債合計	9,243	6,665
負債合計	37,880	37,711
純資産の部		
株主資本		
資本金	504	504
利益剰余金	2,989	3,307
株主資本合計	3,493	3,811
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	125	184
土地再評価差額金	※7 246	※7 246
退職給付に係る調整累計額	26	22
その他の包括利益累計額合計	398	453
純資産合計	3,891	4,265
負債純資産合計	41,772	41,976

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月 31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月 31日)
営業収益		
包括信用購入あっせん収益	231	169
個別信用購入あっせん収益	1,050	1,020
信用保証収益	476	460
融資収益	47	37
金融収益	7	8
携帯電話事業売上高	944	1,024
携帯電話事業受入手数料	513	662
その他の営業収益	367	316
営業収益合計	※1 3,638	※1 3,699
営業費用		
販売費及び一般管理費	※2 2,085	※2 2,018
その他の営業費用	942	1,058
金融費用	172	196
営業費用合計	3,199	3,272
営業利益	439	426
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	0
債務保証損失引当金戻入額	—	20
利息返還損失引当金戻入額	39	70
受取地代家賃	4	3
雑収入	9	2
営業外収益合計	54	97
営業外費用		
支払利息	2	2
雑損失	0	0
営業外費用合計	2	3
経常利益	490	520

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
特別損失		
固定資産除却損	0	0
減損損失	※3 47	—
事業再構成関連費用	7	—
その他	0	—
特別損失合計	55	0
税金等調整前中間純利益	435	520
法人税、住民税及び事業税	111	179
法人税等調整額	△18	2
法人税等合計	93	182
中間純利益	341	338
親会社株主に帰属する中間純利益	341	338

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
中間純利益	341	338
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△23	59
退職給付に係る調整額	△5	△4
その他の包括利益合計	△28	55
中間包括利益	313	393
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	313	393

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	435	520
減価償却費	37	28
減損損失	47	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	135	239
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2	1
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△1	△5
債務保証損失引当金の増減額 (△は減少)	5	△102
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	1	△18
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	14	8
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△82	△84
受取利息及び受取配当金	△7	△9
支払利息	174	198
売上債権の増減額 (△は増加)	363	82
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△18	△61
未収入金の増減額 (△は増加)	1,544	△88
仕入債務の増減額 (△は減少)	△369	178
割賦利益繰延の増減額 (△は減少)	△22	337
その他	△153	△174
小計	2,109	1,053
利息及び配当金の受取額	7	9
利息の支払額	△176	△205
法人税等の支払額	△209	△142
法人税等の還付額	0	2
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,731	716
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△30
有形固定資産の取得による支出	△14	△5
無形固定資産の取得による支出	△2	—
投資有価証券の取得による支出	—	△99
敷金及び保証金の差入による支出	△0	△0
敷金及び保証金の返還による収入	2	0
その他	0	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15	△134

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	当連結会計年度 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,050	△100
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△8	△7
長期借入れによる収入	3,500	1,500
長期借入金の返済による支出	△2,007	△1,905
配当金の支払額	△23	△20
財務活動によるキャッシュ・フロー	411	△533
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,127	48
現金及び現金同等物の期首残高	1,790	3,696
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 3,917	※1 3,745

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(表示方法の変更)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書)

前中間連結会計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「短期借入れによる収入」及び「短期借入金の返済による支出」は、借入期間が短く、かつ回転期間が速いため、当中間連結会計期間より、「短期借入金の純増減額(△は減少)」として純額表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書の組み替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「短期借入れによる収入」28,950百万円及び「短期借入金の返済による支出」△30,000百万円は、「短期借入金の純増減額(△は減少)」△1,050百万円として組み替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 部門別割賦売掛金

	前連結会計年度 (2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (2026年1月31日)
包括信用購入あっせん	4,276百万円	3,551百万円
個別信用購入あっせん	28,918	29,676
融資	1,174	1,066
計	34,369	34,294

※2 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (2026年1月31日)
受取手形	－百万円	－百万円
売掛金	186	181

※3 担保資産及び担保付債務
担保に供している資産

	前連結会計年度 (2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (2026年1月31日)
割賦売掛金	23,815百万円	23,844百万円
建物及び構築物	113	110
土地	787	787
計	24,716	24,741

担保付債務

	前連結会計年度 (2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (2026年1月31日)
短期借入金	21,100百万円	21,000百万円
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	11,968	11,562
計	33,068	32,562

※4 有形固定資産の金額から直接控除している減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (2026年1月31日)
有形固定資産	2,327百万円	2,325百万円
計	2,327	2,325

※5 部門別割賦利益繰延

	前連結会計年度 (2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (2026年1月31日)
包括信用購入あつせん		
期首残高	69百万円	74百万円
増加額	863	455
減少額	859	453
期末残高	74	76
個別信用購入あつせん		
期首残高	2,096	2,022
増加額	26,067	13,670
減少額	26,141	13,327
期末残高	2,022	2,365
信用保証		
期首残高	101	84
増加額	1,107	477
減少額	1,124	485
期末残高	84	76
計		
期首残高	2,267	2,181
増加額	28,039	14,603
減少額	28,125	14,266
期末残高	2,181	2,518

※6 棚卸資産

	前連結会計年度 (2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (2026年1月31日)
商品	151百万円	214百万円
販売用不動産	0	0
未成受託業務支出金	1	1
貯蔵品	17	16
計	170	232

※7 土地の再評価

当社グループは、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算のために公表された価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月

2000年7月31日

	前連結会計年度 (2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (2026年1月31日)
再評価を行った土地の期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額 (うち、賃貸等不動産に係る差額)	△597百万円 (△347)	△597百万円 (△347)

※8 当座貸越契約に関する記載

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関18行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (2026年1月31日)
当座貸越極度額	32,050百万円	31,750百万円
借入実行残高	21,100	21,000
差引額	10,950	10,750

※9 偶発債務

当社グループにおいては、金融機関等が保有する貸付金等の債務の保証のみを行う業務に係る保証残高を、連結貸借対照表に計上せずに偶発債務として注記することとしております。

	前連結会計年度 (2025年7月31日)	当中間連結会計期間 (2026年1月31日)
提携金融機関による顧客に対する融資等への保証	77,966百万円	75,793百万円
債務保証損失引当金	562	460
差引額	77,404	75,333

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、中間連結財務諸表「【注記事項】(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前中間連結会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
役員報酬	57百万円	59百万円
給料手当	546	522
賞与引当金繰入額	120	122
役員退職慰労引当金繰入額	14	19
退職給付費用	9	10
貸倒引当金繰入額	327	349
債務保証損失引当金繰入額	5	—
支払手数料	153	111

※3 減損損失

前中間連結会計期間(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

前中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
株式会社FCパートナーズ	—	その他無形固定資産	47

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各拠点を基礎としてグルーピングを行っており遊休資産及び処分予定資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

株式会社FCパートナーズにおいて、事業計画を見直した結果、同社株式取得時に想定していた収益が見込めなくなったため、その他無形固定資産の未償却残高を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は、使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローを13.76%で割引いて算定しております。

当中間連結会計期間(自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年10月25日 定時株主総会	普通株式	10,080,000	10	2024年7月31日	2024年10月28日	利益剰余金
	C種優先株式	13,208,000	165,100	2024年7月31日	2024年10月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(3) 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年10月24日 定時株主総会	普通株式	10,080,000	10	2025年7月31日	2025年10月27日	利益剰余金
	C種優先株式	10,400,000	208,000	2025年7月31日	2025年10月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(3) 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
現金及び預金	3,917百万円	3,775百万円
預入期間が3ヶ月超の定期預金	—	△30
現金及び現金同等物	3,917	3,745

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループにおけるセグメント別の顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益の内訳は次のとおりであります。

前中間連結会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	信販事業	携帯電話事業		
加盟店手数料	541	—	—	541
物品販売	—	944	—	944
代理店手数料	—	444	—	444
その他	103	68	256	428
顧客との契約から生じる収益	645	1,457	256	2,359
包括信用購入あつせん	83	—	—	83
個別信用購入あつせん	657	—	—	657
信用保証	476	—	—	476
融資	47	—	—	47
家賃収入	—	—	15	15
その他	9	—	—	9
その他の収益	1,274	—	15	1,289
セグメント間の内部取引又は振替高	△0	△0	△9	△9
外部顧客に対する営業収益	1,919	1,457	262	3,638

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ホテル事業、介護・福祉事業、自社クレジット事務代行業等を含んでおります。

当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	信販事業	携帯電話事業		
加盟店手数料	462	—	—	462
物品販売	—	1,024	—	1,024
代理店手数料	—	544	—	544
その他	97	117	208	424
顧客との契約から生じる収益	560	1,686	208	2,455
包括信用購入あつせん	77	—	—	77
個別信用購入あつせん	649	—	—	649
信用保証	460	—	—	460
融資	37	—	—	37
家賃収入	—	—	13	13
その他	338	—	—	338
その他の収益	1,564	—	13	1,577
セグメント間の内部取引又は振替高	△330	—	△3	△334
外部顧客に対する営業収益	1,794	1,686	218	3,699

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ホテル事業、障がい福祉事業、自社クレジット事務代行業等を含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

1. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 2	合計	調整額 (注) 3	中間連結損益 計算書計上額 (注) 4
	信販事業	携帯電話事業	計				
営業収益 (注) 1							
外部顧客に対する営業収益	1,919	1,457	3,376	262	3,638	—	3,638
セグメント間の内部営業収益又は振替高	0	0	0	9	9	△9	—
計	1,919	1,457	3,377	271	3,648	△9	3,638
セグメント利益又は損失 (△)	304	117	421	20	441	△2	439

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ホテル事業、介護・福祉事業、自社クレジット事務代行業業等を含んでおります。

3. 調整額は、セグメント間取引消去によるものです。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	全社・消去	合計
	信販事業	携帯電話事業	計			
減損損失	—	—	0	47	—	47

(注) 「その他」の金額は、自社クレジット事務代行業業に関するものであります。

3. 報告セグメントごとののれん等に関する情報

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)

1. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 2	合計	調整額 (注) 3、4	中間連結損益 計算書計上額 (注) 5
	信販事業	携帯電話事業	計				
営業収益 (注) 1							
外部顧客に対する営業収益	1,794	1,686	3,480	218	3,699	—	3,699
セグメント間の内部営業収益又は振替高	330	—	330	3	334	△334	—
計	2,124	1,686	3,811	222	4,033	△334	3,699
セグメント利益又は損失 (△)	583	140	724	28	752	△325	426

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ホテル事業、障がい福祉事業、自社クレジット事務代行業業等を含んでおります。

3. 調整額は、セグメント間取引消去によるものです。

4. セグメント利益又は損失 (△) の調整額△325百万円には、セグメント間の受取配当金消去△330百万円等を含んでおります。

5. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとののれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
1株当たり中間純利益金額	339.14円	335.52円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	260.00円	268.58円

(注) 1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
1株当たり中間純利益		
親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	341	338
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	341	338
普通株式の期中平均株式数(株)	1,008,000	1,008,000
潜在株式調整後1株当たり中間純利益		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	306,800	251,250
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年4月15日

株式会社トワライズ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 泉 淳 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 角 真 一

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トワライズの2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トワライズ及び連結子会社の2026年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。